

新潟市域再生可能エネルギーゾーニング専門委員会開催要綱

(目的)

第1条 再生可能エネルギーの導入目標を定めるために、新潟市域において再生可能エネルギーの保全エリア、配慮調整エリア、促進エリア等を設定するゾーニングを行うとともに、ゾーニングマップを作成するにあたり、新潟市域再生可能エネルギーゾーニング専門委員会（以下「委員会」という。）を開催する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について検討し、市に助言を行う。

- (1) 市域における再生可能エネルギー（太陽光・風力）のゾーニング並びにゾーニングマップ作成等に関すること。
- (2) (1)における調査方法や調査結果等に関すること。

(構成員)

第3条 委員は、次の各号に掲げる者の中から市長が依頼する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体代表者
- (3) その他市長が必要と認めるもの

(役員)

第4条 委員会には委員の互選により定める次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名
- 2 委員長は、会務を総括し、委員会の会議（以下「会議」という。）の議長となり、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時はその職務を代行する。

(会議)

第5条 会議は市長が召集する。

- 2 委員長は、必要に応じ委員会に関係者の出席を求めることができる。
- 3 会議は公開とする。
- 4 Webで出席した場合も集合形式で会議に出席した場合と同様に扱うことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、新潟市環境部環境政策課内に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は市長が定める。

附則

この要綱は、令和3年10月15日から施行する。